

松山市長 野 志 克 仁

松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱をここに公布する。

記

松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、児童・生徒が主体的に自らの将来を設計する力を育むとともに、児童・生徒と企業・企業人との交流を促進し、もって地域経済の活性化に寄与するため、児童・生徒のキャリア教育に関する活動を実施する法人等に対し、予算の範囲内において松山市キャリア教育推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、市内に本社、支店等を有する民間企業及び学校法人その他の法人とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象者とししない。

- (1) 宗教又は政治活動を主たる目的とする法人等であること。
- (2) 暴力団又は暴力団員の統制の下にある法人等であること。
- (3) 地方公共団体、独立行政法人その他これらに類する法人等であること。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、1年度に1回限りとする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、児童・生徒が職場の雰囲気、仕事の流れ等を体験することができる事業その他のキャリア教育事業で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 営利目的、授業目的又は入学促進の目的でないこと。
- (2) 複数の業種かつ職種についての理解を促す事業であること。
- (3) 複数の法人等が合同で実施する場合にあっては、代表者が設定されていること。
- (4) 市内で実施される事業であること。
- (5) 他の補助制度による助成を受けていない事業であること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、原材料費、使用料及び賃借料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（1,000円未満の端数切捨て）とし、20万円を限度とする。

(1) 大企業者（中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項に規定する大企業者をいう。）

又は学校法人が事業を実施する場合（大企業者又は学校法人と合同で事業を実施する場合を含む。） 補助対象経費の額に3分の1を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめキャリア教育推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に収支予算書（第2号様式）その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときはキャリア教育推進事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により、不適当と認めるときはキャリア教育推進事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、指示又は条件を付けることができる。

(事業の変更、中止、廃止等)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業（以下「補助事業」という。）の総額を変更し、又は経費の配分若しくは内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャリア教育推進事業補助金変更交付申請書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出し、その承認を得なければならない。ただし、市長が適当と認める軽微な変更については、この限りでない。

2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、キャ

リア教育推進事業補助金中止（廃止）申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

3 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助金の交付決定の変更）

第9条 市長は、前条第1項の規定による変更交付申請があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、キャリア教育推進事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかにキャリア教育推進事業補助金実績報告書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（第9号様式）
- (2) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、キャリア教育推進事業補助金交付額確定通知書（第10号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、キャリア教育推進事業補助金請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 市長は、補助事業者から前条の請求書の提出があったときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（指導監督）

第14条 市長は、補助事業の実施に関し、必要に応じて検査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を他の経費と区分し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿並びに証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第16条 市長は、第8条第2項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の届出があったとき又は補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 関係法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を交付の目的外に使用したとき。
- (3) 第7条第2項の規定により交付決定に付けた条件に反したとき。
- (4) 正当な理由がなく市長の調査を拒み、又は第10条の規定による報告を怠ったとき。
- (5) 偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (6) 補助事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、又は変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、やむを得ない事情があると認める場合を除き、補助事業者に期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(届出義務の免除)

第17条 松山市補助金等交付規則第8条ただし書の規定により、補助金については、同条各号に掲げる書類の提出を要しないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成31年3月29日要綱22号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）松山市長

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

キャリア教育推進事業補助金交付申請書

年度に、次のとおり松山市キャリア教育推進事業補助金を交付されたく、松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱第6条の規定により関係資料を添えて申請します。

1	事業名					
2	事業の目的					
3	事業の内容					
4	事業の日程	年 月 日 から 年 月 日 まで				
5	補助金交付申請額					
6	事業費	予算総額	財源の内訳			
						計
		円	円	円	円	円
7	財源の割合	/	%	%	%	100%
8	事業の効果見込み					
9	特記事項					

- 添付書類 1. 収支予算書（第2号様式）  
2. その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

収 支 予 算 書

1. 収入の部

区 分	予 算 額	摘要（積算基礎等）
	（ 円）	
計		

2. 支出の部

区 分	予 算 額	摘要（積算基礎等）
	（ 円）	
計		

松山市指令第 号

年 月 日

様

松山市長 印

### キャリア教育推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松山市キャリア教育推進事業補助金について、次のとおり決定したので、松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1	事業名	
2	交付年度	年度
3	交付決定額	円
4	交付の条件及び指示	

第4号様式（第7条関係）

松山市指令第 号

年 月 日

様

松山市長 印

## キャリア教育推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった松山市キャリア教育推進事業補助金の交付については、次のとおり不交付となりましたので、松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1	事業名	
2	不交付理由	

年 月 日

（宛先）松山市長

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### キャリア教育推進事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け松山市指令第 号により松山市キャリア教育推進事業補助金の交付決定を受けた事業について、下記のとおりその内容等を変更したいので、松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係資料を添えて申請します。

1	事業名							
2	事業の目的							
3	変更した事業の内容							
4	変更後の事業の日程	年 月 日 から 年 月 日 まで						
5	事業費	予算総額	財源の内訳					計
		当初	円	円	円	円	円	円
	変更後	円	円	円	円	円	円	
6	変更後の財源の割合	/	%	%	%	%	100%	
7	特記事項							

- 添付書類
1. 変更後の収支予算書（第2号様式）
  2. その他市長が必要と認める書類

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（宛先）松山市長

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

キャリア教育推進事業補助金中止（廃止）申請書

年 月 日付け松山市指令第 \_\_\_\_\_ 号により松山市キャリア教育推進事業補助金の交付決定を受けた事業について、以下のとおり中止（廃止）したいので、松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

1	事業名	
2	交付決定年月日	年 月 日
3	交付決定通知書の文書番号	松山市指令第 _____ 号
4	交付決定額	円
5	中止（廃止）の理由	
6	今後再開の見込みがあるときは、その内容及び時期	

松山市指令第 号  
年 月 日

様

松山市長 印

### キャリア教育推進事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった松山市キャリア教育推進事業補助金の変更交付申請については、次のとおり決定したので、松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1	事業名	
2	補助金変更 交付決定額	円
3	事業内容	変更に係る補助事業の内容は、年 月 日付で提出のあったキャリア教育推進事業 補助金変更交付申請書のとおりとする。

年 月 日

（宛先）松山市長

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### キャリア教育推進事業補助金実績報告書

年 月 日付け松山市指令第 号により補助金の交付決定の通知を受けた補助事業が下記のとおり完了したので、松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱第10条の規定により関係資料を添えて申請します。

1	事業名					
2	交付決定額					
3	事業の日程	年 月 日 から 年 月 日 まで				
4	事業費	決算総額	財源の内訳			
						計
		円	円	円	円	円
5	財源の割合		%	%	%	100%
6	事業の効果					
7	特記事項					

- 添付書類
1. 収支決算書（第9号様式）
  2. 補助対象経費の支払を証明する書類
  3. その他市長が必要と認める書類

## 収 支 決 算 書

1. 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	(円)	(円)	(円)	
計				

2. 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	(円)	(円)	(円)	
計				

第10号様式（第11条関係）

松山市指令第 号  
年 月 日

様

松山市長 印

### キャリア教育推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け松山市指令第 号で交付を決定した松山市キャリア教育推進事業補助金について、松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり交付額を確定したので通知します。

1	事業名	
2	交付確定額	円

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

（宛先）松山市長

所在地 \_\_\_\_\_

名称 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

### キャリア教育推進事業補助金請求書

年 月 日付け松山市指令第 号で交付確定額の通知があった補助金について交付を受けたいので、松山市キャリア教育推進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により申請します。

金額		拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---

当請求金額を次の口座にお振込みください。

金融機関名	本店
銀行	支店
口座名義人名 (カナ)	
(漢字)	
普通預金 ・ 当座預金	第 号

※口座名義人（カナ）は、通帳等で確認の上、正確に記入してください。

濁点の有無、「オ」と「ヲ」の違い等により、振込みできない場合があります。